

平成26年労第464号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在する不動産管理業を営むB会社（以下「会社」という。）に雇用され、不動産管理業務のほかに主として経理事務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から担当していたホームページの作成業務に関し、社長から厳しい叱責や退職勧奨を受けたことから、同月〇日ひどいめまいや不眠などの症状が出現したという。

請求人は、同日、C病院に受診し「浮遊性眩暈症」と診断され、その後、D脳神経外科クリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「請求人は、平成○年○月下旬にICD-10診断ガイドライン『F4 神経症性障害』（以下「本件疾病」という。）を発病した。」と述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医証等に照らし、E医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

請求人らは、①配置換えがあったこと、②これまでの経理業務にホームページ作成業務が加わったことで業務量が急増したこと、③達成困難なノルマが課されたこと、④社長の業務指導を超えた叱責や退職勧奨があったことが

原因となって精神障害を発病したと主張している。

(ア) まず、請求人らが、①配置換えがあったと主張している件について、検討する。

請求人は、平成○年○月○日付け聴取書で、要旨、平成○年○月○日に席のレイアウト変更の工事があり、同月○日から新しい席に移った。それまでよりも与えられた場所は狭く、置き場所もなくなったので、足もとに書類を置くようになり、やりにくさを感じたと述べている。

これに対し、社長は、平成○年○月○日付け聴取書で、要旨、平成○年○月頃から不動産の分譲事業を拡大したいと考え、営業社員を雇うつもりで1席分の模様替えを行った。同年○月上旬に社長と請求人と家具会社の社員の3人で設計の打ち合わせを何回も行った。打合せ時、請求人から特に不満は聞いていない、むしろ喜んでいた。席移動後も特に請求人から不満を言われることはなかった、と述べている。

請求人は、この配置換えに関しては、平成○年○月上旬に行われたレイアウト変更の打合せに同席した上で実施されており、レイアウト変更後も特に不満を述べていた事実も認められないことから、請求人が主張する当該配置換えについては、認定基準別表1の出来事として採用することはできない。

(イ) 次に、請求人らが、②これまでの経理業務にホームページ制作業務が加わったことにより業務量が急増したと主張している件について、検討する。

請求人は、平成○年○月○日付け聴取書において、要旨、「平成○年○月から社長の判断で経理業務の入力業務をアウトソーシングした。これまでは、入力業務は週に2～3回を半日くらいの時間がかかっていた。」「平成○年○月からホームページ作成業務を与えられた。Webスクールに通ってホームページ作成の勉強をして欲しいと言われ、平成○年○月から同年○月までの間に学校を終わらせるように指示されたが、実際には同年○月末には卒業した。」と述べている。

また、社長は、平成○年○月○日付け聴取書及び同月○日付け聴取書において、要旨、「請求人がWebスクールを選んだ上で申込みを行い、平成○年○月下旬から通い始めた。」「平成○年○月○日から毎週水曜日にホームページ作成の打合せを行うこととした。その後、請求人から定期的に企

画書の提出があり、同年〇月にはホームページ作成は7割くらい完成した。この作業は請求人だけに丸投げしていたわけではなく2人で相談しながらの作業であった。」と述べている。

当審査会としては、上記の申述等を踏まえ、請求人が主張する出来事を認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価するも、新たに経験のないホームページの作成業務を行うこととなり、請求人の仕事内容に変化があったことは認められるものの、これまで主として行っていた経理業務はアウトソーシングにより軽減されており、また、新たなホームページの作成業務について、社長と共同で行っていた事実も認められることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) また、請求人らは、③達成困難なノルマが課されたと主張するが、請求人は、ホームページ担当を承諾して始めており、業務軽減処置後のことであり、事業主負担でホームページ作成に必要な知識を習熟するためにWebスクールに労働時間中に通い、Webスクール修了後は社長と定期的な打合せを行いながらの共同作業であったことから、請求人に与えられた業務を達成させるための困難度は格別高いとはいえず、当該主張を採用することはできない。

(エ) さらに、請求人らが、④社長の業務指導を超えた叱責や退職勧奨があったと主張している件について、検討する。

請求人は平成〇年〇月〇日付け聴取書で、要旨、「平成〇年〇月からホームページの進捗状況についていろいろと言われるようになった。特に同年〇月〇日から同月〇日までの4日間は強い叱責があった。〇日と〇日は『ホームページの仕事24時間やっても終わらない』、『鼻血が出るまでやっても終わらない』、『できないと請求人の仕事がなくなってしまうけどいいの』と言って直接やれとは言わないけど追い詰めるような言い方をされた。〇日は『残業しないと終わらないよ』、『夜11時までやらなきゃ終わらない』と言われ、家でもっとやってこいと言われているように感じた。」と述べている。

請求人は、ホームページの完成予定日に近くなってからの社長の発言内容を叱責や退職勧奨と主張するが、請求人自身も完成時期を厳守しなけれ

ばならないことは自覚しており、社長の発言も、時間的余裕が無くなってきて請求人の責任について問うたものであり、業務指導の範囲内であると認められ、退職勧奨にも当たらないものと判断できる。なお、請求人と社長の会話記録を確認するも、社長の発言において、威圧的な発言をしたり、人格を否定するような発言は認められないことから、請求人が主張するこの出来事を認定基準別表1「上司とのトラブルがあった」（平均的心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめてみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(オ) したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないものと判断する。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討するも、上記結論を左右するに足りるものは見いだせない。

(4) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、業務以外の心理的負荷評価表の対象となる出来事は認められない。また、本件疾病発病前における精神疾患の受診歴等は認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。